

様にその固定資産税が課税されるようになった年度から五カ年間の間は、一様に基準財政需要額の百分の二百に改める。以上三点の改正を要望するものでございます。

その次は、地方交付税の引き上げ等を要望するものでございまして、昭和三十四年度には、地方交付税の税率を最低三割引き上げるとともに、合併市町村に対する財政措置については、その需要額算定に最も影響の大きい種地の決定に特に著しい不利を来たさないように、規定の改正を望むというものでございます。

その次は、地方財政の確立に関する問題でありまして、地方税の減税の問題については、地方財政確立の重要性にかんがみて、特に公約減税の円滑なる実施と、地方自治の育成保護に万全を期せられたいという趣旨のものでございます。

その次、地方交付税率の引き上げに関する三件、その次の地方税の減税措置に関する二件、この二件でございます。合せて五件は、いずれも今回の地方税の減税に関連いたしまして、地方交付税率を一・五割引き上げること、たばこ消費税率を三・四割引き上げること、個人事業税の減税額を三十五億円以下にとどめること、中小法人に対する減税は、法人税の軽減、税率の引き下げによること、入場税、遊興飲食税の改正はこの際行わないこと、減税に伴う減収補てんのための地方団体間の財源調整は行わないこと等を要望するものでございます。

その次の第五百七十一号と八百六十五号、この二件は、いずれも地方財政に関連いたしまして、国税及び地方税

の減税によって生ずる地方財源の減少については、たばこ消費税率、地方交付税率の引き上げによって完全に補てんの措置を講ずること、地方財政の再建等のための公共事業に係る国庫負担等の臨時特例に関する法律は、三十八年度までその適用期限を延長すること、道路整備緊急措置法に基く国庫負担の特例は、これを維持すること、既発行の交付公債にかかる利子については、これを無利子とすること、昭和三十四年度における地方債を相当額増額するとともに、公営企業金融公庫の出資金を相当額増額する等の実現を期せられたいという請願でございます。

最後に、第七百九十二号は、公債費に対する恒久的対策として、特別法をこの際制定するとともに、特別の財源措置を講ぜられるように、格段の考慮をお願いしたいという趣旨のものでございます。

○委員長(館哲二君) 以上、請願につきまして説明をいただいたわけでありまして、これらにつきまして、御質疑なり御意見なりがありましたら、御発言をお願いします。政府側におきましても、ありましたらお述べをお願いします。――別に御発言がなければ、請願の審査はこの程度にとどめておきたいと思ひます。各請願の願意を――しんしゃくの上、法律案の御審議をお願いいたします。

○委員長(館哲二君) これから引き続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案、地方税法等の一部を改正する法律案、地方税法の一部を改正する法律案、昭和三十四年度地方財政計画に関する件、以上四件を一括しまし

て議題といたします。ただいま議題といたしました三法律案は、昨日衆議院から本院に送付されて参りましたが、そのうち地方税法等の一部を改正する法律案は、修正議決であります。従いまして、質疑に入りません前に、まずこの修正点について、衆議院側から説明を聴取したいと存じます。

○衆議院議員(網羅三君) ただいま議題となっておりまして、地方税法等の一部を改正する法律案は、衆議院におきまして修正の上、去る三月十八日に通過いたしましたのでありますが、その修正部分につきまして、修正の理由を簡単に御説明申し上げます。

政府原案は、道路整備計画の推進に伴う地方道路財源の充実をはかるため、軽油引取税について現行税率一キロリットルにつき八千円を一万二千円、すなわち現行税率の五割増しに引き上げようとしていたものであります。が、本税は、揮発油税及び地方道路税が国及び地方団体の有力な道路財源となつていくことにかんがみまして、これとの均衡をはかりましたため昭和三十一年に創設されたものでありまして、当時の税率は、一キロリットルにつき六千円でありましたものが、翌三十二年には八千円に引き上げられ、今また一挙に五割の引き上げを行いますならば、僅々三カ年間に二倍の増税になるものであります。現在すでに相当多額の負担を課しております実情から見まして、さらにあまりに急激な負担の増高を生ぜしめますことは、創設後日なお浅い本税の健全な運営にかえつて支障を来すのみならず、バス、トラック事業等につき、運賃の値上げあ

るいは従業員給与の切り下げ等、好ましくならぬ影響を生ずることも考えられますので、この際、現行税率の三割、すなわち一キロリットルにつき二千四百程度の増額にとどめることが適当であると認めまして、政府原案に對して、右趣旨の修正を加えようとするものであります。

なお、この修正によりまして、地方財政計画上約十六億五千万円の歳入欠陥を生ずることとなりますが、政府におきましては、今後本税及び地方道路税の徴収確保に努め、道路整備五カ年計画の達成に遺憾のないよう指導することを期待したいのであります。

以上が修正内容及び修正理由の要旨であります。何とぞ慎重御審議の上御賛成いただきたく、お願い申し上げます。次第であります。

○委員長(館哲二君) それでは、これから各案件につきまして質疑に入りまして、御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いします。ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(館哲二君) 速記を起して下さい。
○鈴木壽君 前の委員会でお聞きしましたことについて、最初資料のお願いをしたかと思ひます。いわゆる基地交付金について資料をお願いしたのでありますが、これはまあちょっとめんどうなことになるかと思ひますけれども、いろいろ問題となつております課税対象の評価の問題等について知りたいと思ひますので、昭和三十三年、三十三年度、この両年度に分けて、各市町村ごとに課税対象になっているもの、これは大まかに、土地その他の施設と、こ

の二つぐらいに分けていただきたいと思ひますが、あまりこまかいところまではなかなかめんどうだと思ひますし、で、土地の場合には面積等も入れまして、それに対応する土地台帳の価格、それから交付金の配分についての、例の八割で配分した額と、それからさらに二割で、いわゆる調整を含めた意味での配分がなされているというふう聞いておりますが、この二割で配分した額、合計、こういうことで、両年度比較ができますような形で、その形式の点は適当でよろしゅうございませうから、めんどうでも一つお願いをしたいと思ひます。なお備考欄に、できれば、調整を含めた二割分の配分につきまして、特に指摘をしなければならぬような事情がありましたら、お書き入れたいただければありがたいと思ひます。少しめんどうな資料でございませうが、それを一つお願いしたいと思ひます。よろしゅうございませうか。

○委員長(館哲二君) 政府側ではいかがですか。
○政府委員(金丸三郎君) できるだけその御趣旨に沿うように作成をして、御提出をいたしたいと思ひます。

○委員長(館哲二君) できるだけ早くお願いしたいと思ひます。
○鈴木壽君 それから、この前に、法定外普通税の問題について若干お尋ねをしたわけなんです、いま少しこの問題についてお尋ねしてみたいと思ひます。それから、さらにいま一つは、超過課税の問題でございまして、最初の問題につきましては、大体この前いろいろお尋ねもし、またお答えもいただいて、お考えのあるところは承知いたしましたわけでございますけれども、これ

は、何といつてもやっぱり最後には、地方団体がいろいろ財政上の苦しさから、それなしではやっていけないというふうなところ、いつまでたってもこの税の撤廃ないしは廃止がでないという、そういうことになっておると思うわけなんです。単に自主的な廃止を望むと、これだけでは何年たっても、いろいろな不合理を指摘されながらも、なかなかこれはやめるということにはならぬじゃないだろうか。従つて、今後いろいろな面で指導していく、あるいはまた財政需要の面等で考えていくと、こういうふうにおつちやうておりますけれども、もっと私、突っ込んだ財政措置というものが考えられなければならぬじゃないだろうか、こういうふうなふうに思ふわけなんです。繰り返すことになるので恐縮でございますが、繰り返すけれども、その点、いさしく積極的な、そういう財政措置の点まで大きく考えていっていただけるものかどうか、お考えをお聞きしたいと思うのです。

が努力をいたして参つた結果であらうと、かように考えておるわけでございす。これを徹底してなくするということは、この制度の趣旨からいまして、私どもどうかと思ふわけでございすけれども、できるなら、零細な、またほかにもあまり見かけないようなものであれば、できるだけこういうものはやめて、一般の法定の税によって収入を上げるようにすることが望ましいわけでございす。特別な財政措置と申しますと、あるいは普通交付税で考えますとか、あるいは特別交付税で考えますとかいうようなことが考えられるわけでございす。今回の普通交付税の改正は、相当税源に乏しい団体に有利な改正に、相当に思ふ切つた措置がとれることになっておる。で、かように考えるわけでございす。で、それ以上、法定外の普通税を設けておる府県なり市町村に特別なことを考えるというところは、こういうような府県、市町村が地域的にも別に一カ所に集中しておるわけでございす。んし、あるいは山村なり、あるいは漁村なり、いろいろいたしまして、独特の制度を設けるというわけにも参りませんので、御指摘のように、徹底した措置をとるといふことは、私ども制度的になかなか困難であらうかと思ひますけれども、全体的に府県や市町村の財政力を強化するというような大筋の行き方によりまして、あとは当該の地方団体の財政運営よろしきを得つつ、やはり漸次できるだけ、零細なものあるいは時勢から見て不適当と思はれるものを廃止する、こういう方向へ持参りますことが、法定外普通税の性格からいって妥当な線ではなからうか、かように考えておる次第でございす。

○鈴木壽君 ただいまのお話では、積極的に現在以上の、何と言いますか、國が財政措置を与えるというふうなことにについてはできないというふうなお話、それと、もう一つは、法定外普通税そのものからして、全部が全部廃止されるべきものではないと、こういうふうなお話であるように私聞きました。しかも、法律にいわゆる法定外普通税を認めておる立場からしますと、そのとき事情によつては、その団体の事情によつては、これは許されていいことだと、私も原則的な意味ではそういうふうな考えです。ただ、現在行われております普通税のうち、じゃ、いずれもそういう税という面からいって当然だと、こういうものばかりであるかどうかというの、私はちょっとやはり疑問だと思ふのです。ですから、この中には、どうしてもその団体によつてははずせないものももちろんあります。しょうし、この程度のものであれば適当だといふようなものもあるだろうと思ふのですが、しかし、今言つたように、全般的に見て、必ずしもそういうものばかりだとは私は言えないと思ふのです。そこで一体、まあ一つ、よくいわれますことは、地域の団体のよつて、甲の団体、乙の団体、その中に居住する住民の間のいわゆる税負担の不均衡というふうな面、あるいは、今申しますように、税そのものがどうかと思はれるような問題、こういう問題を考えれば、やはり方向としては、大体整理していくような方向に立つべきであらうと、こういうふう

に私考えるのです。この点、どうでしょう。

○政府委員(金丸三郎君) 法定外普通税は、先ほども申し上げましたように、いろいろその設定の根拠と申しましうか、事情がございまして、法定税目との均衡から、有力な税源だと考へて課税をしておるものがございます。受益者負担的な性格から、目的税的に運用されてきたものがございます。また、林産物の移出のように、法定税目に変へまして、課税方式を変更して課税をしておるものがございます。財政収入をできるだけ上げようと、財政収入を増加しようという計画で設定をいたしております種類のものが一つ、もう一つは、接客人税、扇風機税、それから金庫税というように、従来法定税目でございしたものが廃止されまして、それをそのまま法外普通税として変更して徴税をしておるもの、この範疇のもの、この二つの種類のものは、私どもでもできるだけ早く整理をして、一般財源でまかなうようにするようなことを強く勧奨をいたしておる次第でございす。

○鈴木壽君 これは、いわゆる法定外普通税、自治体のお考えによるのだといつても、実際はあなたの方との間の、言葉は正式に何と言つたらいいか、認可というか、あるいはどうか、私はそこら辺はつきりしませんが、何かの形で、いわゆるオーケーをとらなければならぬことになっておる実状じゃないでしょうか。

○政府委員(金丸三郎君) それは、自治体で許可をいたすことになっておる

○鈴木壽君 これは、期限も大体付けられておる様に聞けるのですが、それはどうでしょうか。

○政府委員(金丸三郎君) 期限も、こちらの方で付し得ることになっております。

○鈴木壽君 そうすると、今の犬税、ミシン税、あるいは扇風機税、接客人税、金庫税は、市町村分についてだけ言いますと、これは団体の数が相当、犬税等は五百七十五も今までやっておったのですが、もちろん団体によって違ふでしょうが、定期的に大体いつごろまでに、あなた方許可する場合の期限を付した場合のものとするば、いつごろまで、そういう調査ありますか。

○政府委員(金丸三郎君) このような零細なものには、従来期限を別に付さないで参っております。すでにこれは、従前許可いたしましたものでございまして、犬税等については、期限がついておりません。

○鈴木壽君 そうしますと、これはまた、ただそれこそ自主的に廃止することとを期待するだけで、どうにもならぬというような、現実の問題としては、そういうふうになつてくるのじゃないですか。

○政府委員(金丸三郎君) 法的にはその通りでございます。

○鈴木壽君 そうすると、なかなかはずれていかないということになりますね、現実の問題としては、この前もちょっとこれに関連するようなことをお聞きしましたが、三十四年度で、一体どここの団体がはづれるような、はづすような取扱ひをしているのか、わかりますか。

○政府委員(金丸三郎君) 三十四年度の見込みはまだわかりませんけれども、三十三年度におきましては、犬税は、約百市町村ほどやめております。三十二年度は六百六十四団体ございしたのが、三十三年度中に五百六十七団体に減つておりまして、約百近くやめております。ミシン税では……

○鈴木壽君 ちょっと数字が、あなた方から出ている数字と違いますよ。

○政府委員(金丸三郎君) 調査の時期が違ひまして、二月五日に私どもの方で調査いたしました数字によつて申し上げますと、あつたお資料を御提出申し上げますが、ミシン税では、五十五団体でありましたのが、三十三年度中に三十二団体に、二十三市町村が廃止して減つております。それから立木伐採税でも、七市町村減じましたり、特別家畜税でも、七市町村減税をいたしましたり、こういうふうには、やはり私どもの方の指導によりまして、相当な市町村が漸次その方向に努力をして参つてきておる、かように存じておる次第でございます。

○鈴木壽君 数字がちよつと違ふようですから、あとで新しい正確な資料を一つお願いしたいと思うのですが、指導によつてそういうふうには減じたということですが、私も、三十二年度のそれと三十三年度のと比較したのを、ちよつとこれは、あなたの方の前に出ておる資料から拾つておりますが、大体減つていく傾向は確かであります。その指導というものは、どういうふうな指導をなさいますか、具体的に言うところ、

○政府委員(金丸三郎君) 私どもの方から通達で方針を示しまして、府県の地方課がやはり市町村に対して同じような趣旨で、できるだけそういうような税を廃止するようにという指導をいたすわけでございます。

○鈴木壽君 そういうような税を廃止するということは、法定外普通税全般についてでありますか。それとも、先ほどあなたがおっしゃつたように、たとえば犬税とかミシン税とか、あるいはその他の三つばかりおあげになつたような、そういう税についてでございますか。具体的にどうですか。

○政府委員(金丸三郎君) 主として今申し上げましたような種類の法定外の普通税は、できるだけこれは重点として整理をするようにという指導をいたしておるわけでございます。

○鈴木壽君 府県団体に対しては、どういうふうな指導の仕方をなさいますか。

○政府委員(金丸三郎君) 府県に対しては、市町村よりも私どもとの交渉がもっと密でございます。従いまして、法定外の普通税の設定の事前に、私どもの方に実はいろいろ下相談がございします。そういう際に、期限の来ますものは、もうできるだけいろいろな財政の状況を考へて期限の延長をしないようにとか、あるいはできるなら、全廃はできないでも、半分にしたらどうかとか、これは相当個々の指導になつております。

○鈴木壽君 三十二年度と比べますと、三十三年度では、府県団体では五つの県が、家畜税、犬税、自動車取得税、種類は三つございすけれども、団体としては五つはございす。せんだつての拙稿では、今度北海道と長野でございしたか、家畜税——名前はそのまま県で使っているかどうかしれ

ませんが、そういう性質の税をはずす、こういうお話でございましたが、家畜税というものは、これはやはりはずすべきものだといふふうなお考えだといふふうにお考えにいわけですか。

○政府委員(金丸三郎君) 北海道と長野県は自動車取得税でございます。私どもも、実はその家畜税につきましては、家畜の少い県におきますという、最近の自動車、自転車あるいはオート三輪等の実情から申しまして、そう税額としても大したことがありませんければ、私ども、廃止もしてよろしいのではないかと、かように考えておりますが、畜産県に参りますという

と、やはり数千円ないし一億以上の実は税額に上つておる所もございします。そういういたしますと、やはり財源の点も考慮いたさなければなりませんので、一がいにはやはり各府県共通に家畜税は廃止した方がいゝとも実は私は言いかねるんじゃないか。だから、その県の実情によりまして、税負担の関係あるいは徴税費の関係、財源の見合ひ、そういう点を総合考慮して、具体的に府県ごとに家畜税の整理をした方がいか

かどうかは考へていくべきではなからうか、こういうふうにお考えはおる次第でございます。

○鈴木壽君 道府県分についても、やはり犬税等については、先ほど来のお話からしても、やはり廃止すべきが至当だといふふうにお考えになつて、ことに変りはありませんね。

○政府委員(金丸三郎君) 原則として、そのように考へております。

○鈴木壽君 それから、こまかいことになりませんが、市町村分では漁業税といふのは、これは性質上どういふもの

でございしょうか。今の漁業権の所在等からして、これでそのままいいものかどうかですね。あるいはもつと特殊な場所におけるものであるかもしれないが、ちよつと見たところでは不思議に思ひますから、お伺いするわけですか。

○説明員(鎌田要人君) この入漁権税は、北海道の市町村において課税しておると思ひますが、他の市町村の住民がその市町村の地先水面に入つてきて漁をする。これに対して課税をしておつた税のように記憶しておるのでございしますが、なお、手元に資料を持つてきておりませんので、後刻調査いたしまして、御報告させていただきますと思ひます。

○鈴木壽君 今のいわゆる漁業権のあり方からすると、市町村自体がこういうものを果して取れるものかどうか、私ちよつと……私も十分勉強して自身で自信のある答えを持つておりませんが、何かちよつと思ひなような感じがするものでございまして、これはちよつとお調べになつていただきたいと思ひます。

それから、税額できつめて少い金庫税なんという、これは、先ほど局長から再三、こういうものは撤廃したいんだと、これはすぐにもできるんじゃないかと思ふんですが、税としてその町村で二万円ぐらゐの税を、一体税としての価値があるものかどうかですね。何人金庫を持っているか知りませんが、これはどこです。

○政府委員(金丸三郎君) 北海道の弟子屈町でございします。

○鈴木壽君 弟子屈は、これの税がなければどうにもならぬといふふうな所

なんですか。そんなにちっけなところでもないでしょう、弟子屈は。

○政府委員(金丸三郎君) 弟子屈は、北海道でも温泉もございましたり、最近では夏観光客も非常に多いところでございますが、できるだけ、先ほど来申し上げましたように、一般の財政運営によって、この程度の税は私どもも整理できるのではなからうかと思ひますが、あるいは何か町に特殊の事情でもございまして、こういうものを設けたかも知れませんし、実情等も調査して、できるだけ廃止する方向へ持つて参ることが適當であろう、かように思つておる次第でございます。

○鈴木壽君 弟子屈は、今お話のように、温泉もあるし、観光のお客さんもたくさんあり、そういう方面の税で多少よけい取るというのなら別ですが、わずかこんなものを、あなた方も正直にこういうものを出してしまふと、ちよつとみつもみもないような格好になつてくるんですがね。これは、私はこまかいこと申し上げましたが、こういう税についてはやっぱりもう少し……どうせ法定外の税についてはあれでしよう。あなた方に相当の、何と言いますか、自治庁としてのこれに対する指導なり、あるいは、はつきり言えれば、許可するかしないかという権限まであるんですから、これはできるだけ一つ、一挙に全部の法定外普通税をはずせということは、土地の事情によつては無理なところもあるかと思ひますけれども、少くとも税として不適当なもの、あるいは税額のきわめて少い、こういうようなものについては、私は一刻も早く廃止させるような指導がなされるべきであらうと思ひますが、こ

れは、実は私、これらの問題について、一昨年もいろいろお聞きしたことがありますが、できるだけこういうものを廃止したいと思つても、多少町村では減つてきている傾向にはありますが、けれども、なおかつ不合理なもの、あるいは不適当なものが残つておる現状でございますから、強く私はあなた方のそういうことに対する指導を期待したいと思ひますが、いかがです。

○政府委員(金丸三郎君) できるだけそのような御趣旨の線で私どもも指導いたして参りたい、かように存じます。

○鈴木壽君 それから、先ほど、一番初めに申しました第二の問題ですが、超過課税の問題なんです。これは、超過課税は、特に市町村の段階になると非常に多い状況なんです。その額なんかも、標準税率をこえる額も、総計は相当大きな額になつておるはずなんです。この一々について、今どうするかするということについては、今おられないと思うんですが、これに関連をせよと申すのもちよつと申し上げたと思ひますが、再建団体に對する超過課税の問題ですが、これは、税務当局というより、むしろ財政局の方の問題だと思ふんですが、再建団体が新しい税を起したり、あるいは、いわゆる超過課税をやつて、財政の苦しい状況をしのがなければならなかつたという事情も、私一応わからないうけじゃないのです。特に再建計画を立てる場合に、国の援助なり、いろいろな方策をやつてもなおかつ、こういう方法をとらざるを得なかつたという所もあると思うのですが、最近になると、一方再建団体の再建期間の短縮という問題が出ておる。だとすれば、私、端的に申します

と、再建団体の短縮も、もちろんそれは、その団体にとって大事なことでありますけれども、むしろ住民の立場からするならば、八年のものが七年に、一年短縮されるよりも、住民税あるいはその他の事業税等が、あるいは不動産取得税等が多く取られておる、これを何とか廃止してもらいたいというのを、これはほんとうの私は願ひであらうと思ふのです。と同時に、私は、やはり税の問題からすれば、そういうことをやはり考へていくべきでないだろうか、こういうふうにかへるわけなんですけれども、それらの関連をどのようにかへておられるのか、一つ奥野さんからもお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(奥野誠亮君) 先般来申し上げておりましたように、再建計画が達成できるという限りにおいては、当該団体の自由な施策に方針をゆだねておるといふふうなことを参つておるわけでございます。先般、三十二年度におきます予想外な増収のありました機会に、できる限り再建期間を短縮してもらいたい、こういうことで再建団体の指導に當つたわけでございます。一応できる所はする、できない所は短縮をやらないうようなことで、けりがついておるわけでありまして、その際に、期間を短縮するよりも、むしろ今までやつておる増税を取りやめたいのだというふうな話のありました団体は、実は承知いたしてないわけでございます。いずれの方法を選ぶかというふうなことは、それぞれ団体の問題があるかと思ふのでございまして。よく私らのところで、むしろ行政水準の引き上げに金を使ひたいのだというふうな話も相談を受けるの

でありまして、今申し上げましたような意味の相談にはあつたこととはなないわけでございます。やはりそれぞれの団体の実態に応じて、できる限りその団体の意思を尊重して運営して参るべきであらう、こう考へております。

○鈴木壽君 奥野さん、あなたね、これは再建期間の短縮というふうな問題、あるいは、今私がお尋ねした増税の問題等、再建団体の自主的な考え方にかまかしてあるのだと、こういうふうにおつしやつたのですけれども、実際はそうじゃないのですよ。局長さん、あるいは一々そういうことまでどうのこうのというふうなことで言つていなかもしませんが、そうじゃないのです。お前のところは二年短縮せいで、あるいは一年短縮せいで、こういうこととで、むしろ至上命令的な形で、受け取らざるを得ないようなことになつておるのです。その場合、これは、さっきも申し上げましたように、再建期間の短縮ということとは、それ自体として、むしろできるならばそういう方向にやはり早く進むべきであらうと思ふのですが、一方再建団体の相当数の府県では、町村団体まで申し上げませんが、相当数の府県では、いろいろな意味の増税をやつておるのです。ただ自主的に、こうでなしに、やはり再建団体の再建期間を短縮するという問題についての指示を与え、あるいは指導するならば、私はやはり、あなたの方の指導の態度としては、こういう増税の問題をどうするか、超過課税の問題をどうするかというのをやはり指導の一つの考え方として織り込まなければならぬと思ふのです。そういうこ

とが実は全然行われておらない。それは、行政水準の引き上げのために金が必要というふうなところももちろんあるでございましょうが、これは、取る立場からすれば、いろいろやはり金の入つてくるのが減ることは好ましくないかもしませんが、住民は困ると思ふのです。ですから、こういうことは、単なる自主的なということだけではなしに、実際は私は必ずしも自主的だとは思つておりませんというところは、ただいま申し上げました通りでございます。そういう面でも、もっとやはり積極的なあなたの方の考え方なり指導の方針というものがあつてしかるべきだと思ひます。それが残念だと思ふのですが、どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど申し上げましたように、再建期間の短縮をするよりは減税をしたいんだという意味での相談を受けた事例を私承知しておりませんので、さうに申し上げたわけでございます。ただ、標準税率、超過課税を何をおいても先にやめさせざるべきだというふうな考え方をとれとおつしやいますならば、私は、さうあつてはいけません。なかなうか。やはりできる限り当該団体が当該団体の実情に応じて、いづれに施策の重点を置くべきかということについては、責任を持つてきめさせた方がよい、こういう気持を持つておるわけでございます。もとより、国民全体の負担を見まして、標準税率というものをどの程度に置か、標準税率で課税をしていけば、必要最小限の財源はまかなえるんだという徴税制度のもとにおける保障をやつていかなければならぬ、そう思うわけでございます。

けれども、それ以上の施策の重点を、法定外普通税の整理であるとか、あるいは標準税率、超過課税の引き下げというところに置いていかなければならぬという意味でありますれば、これはやはり、できる限り当該団体の考え方を尊重して参りたい、こうお答え申し上げたのでございます。

○鈴木壽君 再建団体に於ける県民税の引き上げ、あるいは事業税の引き上げ、あるいは不動産取得税の引き上げというものは、これは、実は自分みずから好んでやったことじゃないんです。いわゆる再建計画に合せるために、さっきも言ったように、国の措置あるいは他のいろいろの収入との関連で、どうしてもできないという事で、これはやむを得ずやった仕事なんです。大体私はそうだと思うのです。具体的に例をあげてもいいんですけれども……ですから、そういうものを、お前のところは貧乏で、再建団体になっているんだから、赤字がたさんあるからやむを得ないんだ。住民の負担が多くなってもかまわないという考え方を私はいつまでもとるべきではないと思うのです。再建団体の赤字の原因というものは、住民の責任じゃ私はないと思う。極端な言い方かも知れませんが、再建団体の赤字の要因になり、そういうものの責任を私は負っておらないと思う。団体全体としてのいろいろの財政運営の点においては、欠けるところがあるいはあったかも知れませんが、けれども、住民にそういうものを直接的にこういう増税という形でしわ寄せすることは、私はとるべきでないと思うの

です。そういう問題が一つあると思うのです。それが、今言ったように、再建期間をかりに五年なり七年なりということを設定する場合に、やむを得ずとった一つの増税措置です。従って、もし再建期間を短縮するという問題があるならば、私はやはり、増税の問題をどうするかという問題は、当然、あなたの方の立場として、単なる自主的な判断にまかせるということではないに、これは考えるべき問題だと思ふ。これは、最初から何べんでも申し上げますが、けれども、好きで超過課税をやった増税をやったりする団体はございませう。やむを得ずとらせられた一つのこれは措置としてこういうものが出ておるといふところからしても、それは、地方の自治団体のあくまでも自主的の判断にまかせるべきだといふ一つの理論として正しきはあるとしても、実際にこういう問題を取り扱う場合に、私は少しのがれ道にあまり早く入って行き過ぎると思うのです。おかしい考え方だと思ふのですが、重ねて一つお聞きしたい。

○政府委員(奥野誠亮君) 先ほど申しましたように、標準税率、超過課税を引き下げたいのだ、そのかわり再建期間を短縮したくないのだ、そういうような相談を受けておらないのであります。しかし、今後もしそういう問題が起りました場合に、標準税率、超過課税を当該団体が最優先の問題だと考えているといたしますならば、私たちもできる限りその御希望に沿うように善処していかなければならぬだろう、こういうことをはっきり申し上げることもできると思ひます。

○鈴木壽君 相談を受けないからと、こういうことなんですがね。これは、いわゆる相談をするような余地を与えないような再建期間の短縮の指示なんですよ。すったもんだやって、二年間を一年でようやくかんべんしてもらった。あなたは、直接そういう団体と個々に今折衝しておられないかもしれないが、再建期間についてそういう指導をやっておるのですよ。私は、特定の団体についてどうのこうのということ、特定の団体の指導として行われているのじゃないかと私は思ふ。もしそういうことだとすれば、自分たちの方はいやいやながらやっていたいわゆる増税措置であるけれども、超過課税の措置で、あるけれども、そういうことよりも前にすでに、大きな前提として短縮といふ問題をぶつけられるのですから、これは何ともかんと、増税のことなんか、それははずすというところなんかに言える義理合いじゃないんですよ。局長としてのあなたの地方団体に對する一つの指導方針としては、私はあなたのおっしゃることは了承しますが、しかし現実にはそうじゃないということ、しかも、そういうそうじゃない現実をそのまま私は放置できないと思ふのです。あれですか。再建団体の期間短縮については、内輪か何かは知らないけれども、ああいうものは、全然あなたの方では、こういう超過課税や増税の問題については、考慮する余地がないようなそれだと私は思ふのです。この点どうしても、あなたの公式的な、地方自治団体の自主性を尊重する、考え方を尊重し、判断に待つというような態度については、繰り返しますが、私

もそれでいいと思ひますけれども、しかし、この問題の扱いにおいては、私は必ずしもそれだけでいいなと思ふのです。どうですか。

○政府委員(奥野誠亮君) 私は私なりの考え方でも申し上げたわけでありまして、私の課の方でおのおの持つておられます考え方に食い違いがあるような御懸念がございまして、重ねて、今私が申し上げましたような考え方を徹底させるように努力をしたいと思ひます。また、再建期間を短縮する、減税も行ふというような措置をとった団体が相当多数ございます。たまたま三十二年度非常に地方財政の状況がよかつたものでございまして、それを単純に財政規模の膨張に持っていましてしまふと、またぬかるみに入つてしまふというような心配もございまして、特に三十三年度においては、方向を期間の短縮ということに向けたわけでございます。その際に、標準税率、超過課税をやっているのを引き下げる、そういうような地方自治団体の希望をじゅうりんするといふような考え方は毛頭とらなかつたわけでありまして、また、私どもの課の方でも、そういうことはなかつたと思ひます。したが、せつかくの御意見もございまして、重ねて注意いたして参りたいと思つております。

○鈴木壽君 昭和三十三年で、再建団体のいわゆる超過課税の一部をはずしたのは長野県で、不動産取得税についてこれをやっています。それから山形県、これも不動産取得税について、税額はあまり大きくありませんが、あまり大きくなかつただけにやりやすかつたのかもしませんが、それ

でそれというふうになっております。今度は、昭和三十四年度では、再建団体の状況について、これは、この前にも資料を出していただきたといふふうに、私たしかお願いしたと思つたのですが、どういふふうになっておりますか。

○政府委員(奥野誠亮君) 早急に提出したいと思ひます。

○鈴木壽君 さらに、資料が出てから、この問題についてまたあとでお尋ねすることもあると思ひますから、この問題は一応これで終ります。

それから税務局長、三十五年度の所得税の減税に伴う住民税の減額が百億以上、百十八億ですか、今のあなたの方のお見込みであるとすれば、こういうふうなものが見込まれるようですが、これに對して、地方団体の穴埋めをどうすべきものとお考えになつておられますか、この点一つ……。

○政府委員(黒金泰義君) 今のお話であります。私ども、今度の法案に規定をいたしておりませんけれども、所得税の軽減に伴ひまして、住民税の課税方式も、三十五年度では変更したいと考えてございまして、従ひまして、そこに百十何億かに上ります減税の穴が出て参ります。その補てんの方法といたしましては、われわれとしては、たばこ消費税の引き上げによりまして穴を埋めることが最も適当と考えられておるものでありますけれども、まだ政府内部の意見が完全一致を見ませんために、今申し上げました所得税の軽減に伴ひます住民税の税率の変更につきましては、またこの補てん方法につきましても、今後検討して、今申し上げた方向で何とかまとめて参りたい、

こういう方針のもとに、今回の法案からは削除をいたして提出いたしたような次第であります。

○鈴木壽君 これはやはり、今回の所得税の減税に伴う住民税の減額になる分の額が百億以上、百十八億というように予定されておるようでありまして、私、地方団体にとっては非常に痛い問題だと思ふわけなんです。今回の減税分にしても、自治庁としては強く、地方にはいわれる持ち出し減税の余地はないのだ、こういうことを主張しておりましたし、私も無条件に、いわゆる持ち出し減税になるようなことは、これはなすべきでないと思つておるわけなんです。従つて、三十五年度においてこういう大きな穴、ことしの減税額よりも大きい穴がさらにあくということになりますと、私は、非常に地方団体にとっては痛手だと思ふわけでありまして。だれしも、減税そのものは反対すべきでないし、喜ぶべきであらうと思ふます。しかし、地方自治団体にとっては、この税が何と云つてもこのように大きな減額を示すということとは痛いことになると思ふます。そこで、今のお話では、たばこ消費税の引き上げによってカバーしていきたいと思つておるけれども、しかし、政府内部の意見がまだまとまっておらず、こういうようなお話でござい

○政府委員(黒金泰美君) その通りであります。

○鈴木壽君 この穴埋め、たとえば、住民税の所得割の税率の引き上げとか何とか、そういうような形で埋め合せられる——全部ではないかもしれないけれども、そういうようなことについては、心配する必要はありませんか。

○政府委員(黒金泰美君) 住民税の税率の引き上げによりまして穴を埋める考えはございません。一応住民税も所得税の減に伴ひまして減をさせたいと考えております。それをどうやって埋めるか。今申し上げましたように、たばこ消費税の増徴、増率によりまして埋めて参りたい、こういう考えで今までも努力をして参りましたし、今後とも努力を続ける考えでございます。

○鈴木壽君 重ねて伺ひますが、この穴埋めを、今お答えになったような、所得割の税率の引き上げとか、あるいは均等割の額の引き上げとかいふようなことなしに、たとえば、たばこ消費税の引き上げというふうな形で、別途穴埋めをしなければならぬというふうなことにしては、政府内部でどうですか。具体的な方法はともかくとして……

○政府委員(黒金泰美君) ただいまの御質問は、結局地方の中で調整しないで、国と地方との間で調整する方向にまで意見がまとまったかどうか、こういう御質問だと思ふのでありますが、まだそこまではきまつておりませんが、な次第で、まことに恐縮であります。また、地方の団体に対しても安心感を与えることがまだできません。はなはだ残念でございますが、今後とも、私どもとしては、国からの財源補てん

によりまして住民税の軽減をはかつて参りたい、こういう考えでございます。

○鈴木壽君 非常に私もお話で残念だと思ふのですが、こういう国税、地方税を通じての減税が行われる際には、具体的にどのような税目で、あるいはどのような形の財政措置をするかといふことはともかくとして、やっぱり本筋だけは立てなければならぬと思うのです。何かお話からもうかがえると

ころなんです。政府の今回の地方税の減税に対する考え方というのは、まことに私、はっきりしないものがあると思ふのです。こういう問題ですね。やっぱり私は、一応三十四年度において国税も減税し、地方税も減税する、国税の減税、所得税の場合には、必ずこれはどこかにこういう形でしわ寄せが出てくるのですから、当然予想されることに対しては、まことに私残念だと思ふのですが、いつごろまでに、こういうふうなことについての基本的な態度と申しますか、先ほど申し上げたような意味でのそれがきまる見込みですか。

○政府委員(黒金泰美君) 終局的には、再来年度の予算編成時期までにこれはきめざるを得ないわけですが、ただ、その間におきまして、別途御審議願つておられます国、地方を通じます税の調査会その他もできますので、その間にいろいろとお話がありまして、だんだんに結論に近づいていくのじゃないか、こういう期待をいたしておるような次第でございます。

○鈴木壽君 少くともこの会期中に、何かこういう問題について一つの基本的な線というものを、もっと、私、端的に申しますと、さっきあなたが

おつて申したような形で、たとえばたばこ消費税の引き上げというふうな形で補てんをするのだ、手当をするのだというふうな線が出ないものですか。

○政府委員(黒金泰美君) 結局、努力が足りないというおしかりを受けるかもしれないが、今の状態では、この議定中、つまり三十四年度予算の施行前に、あるいは施行当初にきめるというところは、なかなか困難かと思ふのであります。一方におきましては、今後の経済情勢その他も見合つた上で考えたいというふうな強い主張もございまして、今早速これにきめることはなかなか困難だと思つております。

○鈴木壽君 私は、こういう問題は、何べんも申し上げるうちに、筋だけはやっぱりはっきり立ててきめておくべきではないだろうかと思ふ。今後の財政事情のいろいろな変遷は、もちろんこれはあると思ふます。それから、お話をうかがうに、根本的な国税、地方税を通じるところの税制改革についてのそういう委員会もできると、従つてその結論を、あるいは審議の過程のいろいろな意見を参酌してやるというふうなこと、これも考えられないことじゃないと思ふのですが、さっきも言つたように、何べんも言ううちに、初めから予想される所得税減税について当然の結果として出てくることに對して、果して税制審議会、まあ正式の名前はどうか、はつきりしませんが、いずれ今後の国税、地方税を通ずるところのいろいろな検討の審議会等におきまして、これはいつまでに果して結論が出るかといふことも——私は、非常にむずかしい問題をかかえる

審議会にならうと思ひますから、従つて簡単に、半年やそこらで結論というものはうまくだしてこないのではないだろうかといふことを憂へている一人なんです。やはり、少くとも、少し心細いと思ふんですが、まあ、こうなると、何と言ひますか、あなたにお尋ねするといふよりも、自分のただ考え方を述べるということになつてしまつたやうですけれども、もっと早い機会に、これに對する一つの線だけは出すべきであらうと思ふんですが、その点について、一つ要望しながら、お考えのほどをお聞かせしたいと思います。

○政府委員(黒金泰美君) 再三仰せのありますように、将来の問題につきましても、根本的な方針を一つきめておれば、もちろんそれに越したことはないと思ひます。従ひまして、この点、努力をいたしたのでありますが、いまだに十分な結論を得ていない、これはまことに恐縮に考へておる次第であります。同時に、今仰せのありました通りに、調査会におきましても、最終的な結論は、あるいは年内に出ないかもしれないけれども、しかし、その間も、いろいろと話し合ひその他によりまして、少くとも三十五年度予算までには何とかこれはきめなければならぬ問題でございまして、われわれといたしましては、地方税も減税をされるかわりに、国から財源を見てもらふ、こういう方法でこの上にも善処をいたしたいと思つておるわけでございます。

○鈴木壽君 この点については、いずれ大臣なり、あるいは大蔵当局の今考へている点についても一つお聞かせした

いと思ひますので、多少そういう点について留保させていただきたいと思ひます。

それから、住民税の問題については、ほかにちょっと一つお聞きしておきたいと思ひますが、課税方式について、いろいろまあ税額なりその他で論議があったようでございますが、自治庁としては、現在の五つの方式について、今後どういふような方向で、もし整理するものであるとすれば整理をするか、そこら辺の五つの方式についてのお考え、それを一つ、抽象的な聞き方でございますけれども、お聞きしておきたいと思ひます。今、あなたの方のお考えについてお聞きしたいと思います。

は、税額とか、ああいうところでも、なかなか結論が出ない。答申なんかを見ますと、こういう意見もあった、ああいう意見もあったんだ、こういうことだけで、結論が出ておられないように思ふんです。ですから、そういう点について、一つ自治庁の現在考えておられるところについて……

○政府委員(金丸三郎君) 住民税の課税の方式につきましては、現状がいろいろと統一するならばオブション・ワンの方がいいじゃないか、あるいはツリーの方が適当じゃないか、まあいろいろ意見がございます。御承知のように、昨年度地方制度調査会、それから税制懇談会におきまして、住民税課税方式の統一の問題が出たわけでございしますが、まあ両調査会、若干オブション・ツリーに統一をする方向で検討すべきだ、こういう趣旨の答申が出ておる次第でございます。私どもも、本年

引き続きましてその線に沿ひまして検討を続けて参りたいと、かように考えております。

○鈴木壽君 そうすると、オブション・ツリーの方向で検討を進めておられるのですが、オブション・ワンというもののについては、これはまあ従来からワンのあるいはツリー、いろいろこうあったわけでありまして、これはやはり踏み切りますか。私は、踏み切ることによつての影響というものはまた相当大きいものがあると思ふのですが、この点どうですか。

○政府委員(金丸三郎君) オブション・ワンに統一をいたしますことは……

○鈴木壽君 いやいや、統一をせよということではありません。あなたのお話では、オブション・ツリーの方向で、整理という言葉は当然ぬかもしれないけれども、大体方向としては、そういう方向に検討を進めて参りたい、また、そういう答申もあつたとおっしゃるのですが、オブション・ワンを捨てた場合に、相当いろいろな問題が私あろうと思ふのですが、そういう点について、きちんとた考え方で行けるかどうかということなんです。ちよつと心配するところがあるものだから……

○政府委員(金丸三郎君) 御指摘の通り、オブション・ツリーにかりに統一をするといひますと、主としてオブション・ワンを採用したてております大きな都市、こういう所では、従来住民税を納めていない層にまで納税をさせる、また金額がふえて参りまして、実質的に相当な増税になつて参るといふ、まあ一つの政治的な問題がございします。もう一つは、納税義務者を捕捉

しますために相当な人員と経費、そういうものを要して参ります。そういう事務的な障害があるわけでございまして、従つて、どちらかと申しますと、うと、大きな都市では、オブション・ツリーに統一することには反対でございします。ただ、私どもは、府県民税の均衡の問題、それから市町村相互の間に於ける住民税の不均衡の問題、こういう点から考慮いたしますと、統一をすることを非常に強いと申しますか、傾聴に値する主張があると思ひます。しかし今日では、私の感じを率直に申しますと、何と、どちらに統一した方がいいとか何とかいう議論の段階ではございしませんと、かりにオブション・ツリーに統一をするとしたら、政治的な問題あるいは事務的な障害、そういうものが現実的にどういふふうに来るか、その点を実証的に調査をいたしまして、そしてこの程度の障害があり、問題があるけれども、それでもあえて統一をした方がいいか悪いか、こういうふうな結論を実証的に私は出した方がむしろいいのではないかと、こういうふうな感じを持っております。できただけ今年はそのような実証的な調査をいたしまして、統一をした方がいいかどうかの結論を出すように持っていきたい、実はかように考えておる次第でございます。

○鈴木壽君 かつて私も、この委員会でも、奥野さんが局長時代ですが、この問題についてお尋ねをしたとき、やはりあなたもお述べになつておられるように、いろいろ税負担の不均衡の問題等からして、まあそういうオブション・ツリーでやつてもいいという考え方も一つ成り立つと思ふから、そういう

意味でお聞きしたことがあるのですが、当時、やはりあなたの言う事務的な問題が一つ、オブション・ワンを廃止し、オブション・ツリーに切りかえた場合のそういう問題が一つ、さらには、実質的な相当な住民にとつての増税という形になるわけですが、この問題についてなかなか簡単に踏み切れるものじゃないのだと、こういうことで、自治庁としては、ややこしいけれども、現在の五つの方式によつてやつていくよりいいのだ、ただ大勢は、団体の数等からしますと、オブション・ツリーの方が圧倒的に多いのだ、方向としては、今言つたように、そこへまで

にわかに踏み切れないというふうな意味の御答弁があつたように私記憶しておるのですが、あなたの言葉からしますと、それは非常に大きな前進と申しますか、一つの進んだ方向が打ち出されておると思ふのです。ただ、切りかえの際の障害と思われる点について検討をしていくというふうなことをおっしゃるのとは一つの作業として、方向としては第二の方式なんだ、こういうふうなお話ですが、ただし、私はやっぱり、従来からいろいろこの運用の問題について論議があつたように、なかなか踏み切るといふ点になりますと、いろいろなむずかしい問題が出てくるのじゃないだろうか、こういうふうな思ふわけなんです。むしろ住民の立場からするならば、オブション・ワンをやつてもらつた方がありがたいのですから、こういう問題はやっぱり無視するわけにいかぬし、特にこういうふうな、税の軽減というふうなことがいろいろ取り上げられ、叫ばれてくる場合には、なかなかやっぱり問題があるの

じゃないかと私は思ふのですが、そこで、これで私はこの問題はやめますが、自治庁の方向としては、税額等の一つの大体の方向を示された、それに従つると同時に、自治庁当局としては、第二方式にまともていきたい、こういう方向であるといふことについては、そういうふうな考えでよろしいわけですね。

○政府委員(金丸三郎君) 先ほどお答え申し上げた通りでございます。

○鈴木壽君 この点、一つまたあとで機会もあると思ひますから……

○加瀬完君 今の問題ですが、これは、交付税の税率を変えるときも、それから目的税なんかの特別税の引き下げのときでも、いつでも、今までの既存の財源というものは縮小されてくる、しかしながら、縮小されてきて、財政需要そのものが減るわけじゃないのだから、その穴埋めを住民税に転嫁されるのじゃないかということ、この委員会でもたびたび問題になつたと思ふ。たとえば、第一方式が第二方式、第二方式がもっと住民の負担というものがふえるように変わってくるのじゃないかということが、何回か質疑の中で繰り返されたと思ふ。そのときに、住民税などによつて住民負担に転嫁するといふようなことはな

いといふことが、自治庁の一貫しておる御答弁のように私も記憶しておるのです。今度も、法人税が変わつたり、あるいはまた、事業税が変わつたりと、そのいろいろなものはね返りというものが地方税にはないのでありまして、今までよりも財源に欠陥を生じてくる。そうなつてくると、その穴埋めは、どうしても何かほかの財源に求めざるを得ない、地方団体としては。そ

じやないかと私は思ふのですが、そこで、これで私はこの問題はやめますが、自治庁の方向としては、税額等の一つの大体の方向を示された、それに従つると同時に、自治庁当局としては、第二方式にまともていきたい、こういう方向であるといふことについては、そういうふうな考えでよろしいわけですね。

こで今度は、今自治庁がおっしゃるように、これは第二方式にするのだということになれば、今まで自治庁が答弁しておったにもかかわらず、代替財源のしわがみな住民負担にかかってくる。こういう形をとらざるを得ないと思う。これは私は、非常に交付税の精神からいってもおかしいのじゃないか。当然交付税でやらなければならぬ場面までも、住民税の形で新しく負担を増大されるということでは、これは、いつまでたっても地方住民の負担だけで、地方財源の不足その他の条件による地方財源の不足というものをカバーしていかねばならぬ。これではジリ貧になってしまうと思うのですが、この点、いかがですか。

○政府委員 黒金泰義君 実は、お見えになる前に鈴木さんからお話がございまして、所得税の軽減に伴う再来年度の減収を一体、どうやって補てんするのか、こういう御質問がございまして。まだ閣内でもって意見がまとまらないもので、今度の法案に提出できないので、まことに恐縮でありましたけれども、たばこ消費税の増徴によりまして埋めたい、そうやって努力をやっている決心でございます。こう申し上げました、その問題は多少留保がございまして、済んだあとで、実は、今また鈴木さんから、住民税の課税標準統一があるけれども、一体どういうことになっているかというお話がございまして、別個の問題として、住民税についての課税標準がいろいろと方法があるのでありますが、それを統一する、一体どんな方法に持っていくのかという御質問にお答えしておいた次第でありまして、住民税の減少を、住民

税の課税方法の統一、ことに今お話の出したようなオプシヨン・ツリーによってだんだんに税額がふえていくという方向で、埋めよう、こういう問題ではないのであります。今申し上げました通り、住民税はね返りとして減りますものは、たばこ消費税によって国から補てんを得て埋めて参りたい、こういうような心組んで努力をいたします。

○加瀬完君 そうだとするならば、これは、住民税の第一方式なりあるいは第二方式でも、その新しくきめる標準税率というものを第一方式に近いものなもので押えて統一するというなら、私は話はわかる。そうでなく、ただ漫然と、第二方式みたいなものを基準にするというところでは、第一方式をやっておくところでは、財政的に何も第二方式を採用する必要がある。事務的に面倒だ。さき御説明があったような議論も起るであろうし、また、ただし書きを使っておくところは、第二方式の今の標準税率みたいなものに押えれば、なおさら財源の不足を来たすというところで、また別な角度から問題が生じてくると思う。いずれにしても、昭和二十五年あたりを基準にして考えますと、一応国税というのは、ある程度減税の度合いというのは進歩しておりますが、地方税というのは、減税の度合いよりも、むしろ増徴された度合いの方が強いと思うのです。そこで、その増徴された度合いというものは、たとえば、府県民税というものがなかったものが、府県民税ができて、あるいは市町村民税にいたしまして、市町村民税が第一方式であったものが、ただし書きのような形でふえて

いる。第二方式、ただし書き、第三方式、ただし書きみたいなものに、近い方がふえてくる。みんな住民税に現実において転嫁されつつあると思うのです。ですから、その住民税を減税させるといふやうな方針というものを打ち出していただかなくては、事業税なら事業税というものを取り扱って、あるいは木引税みたいなものを取り扱って、それは部分的で、全体の住民に對する地方税の減税効果というものは、住民税そのものをもう少しきちんときめなければ問題の解決にならない。ところが、ほかの個々のものをい

じつて、そのしわ寄せを、法律の内容のように、交付税でカバーするか、あるいは今、次官のお話のように、たばこ消費税できちんと欠陥を補てんする、というならわかりますけれども、どうもそうではなくて、局長のさきの御説明のように、ある程度住民税でもカバーさせるという方向に自治庁の考え方が移っているように思われるのです。ここに私もまだ若干の疑問を残さざるを得ない。住民税に転嫁して財源の欠陥を埋めるといふようなことは全然ない、こういうお考えであるかどうか。もう少し明確にしていたいただきたいと思ひます。

○政府委員 金三郎君 私どもは、所得税の減税に伴います住民税の減収の穴埋めを、課税方式の統一によって補てんしようという考えは毛頭ございせん。この点は、よく申し上げておきたいと思ひます。この統一論が起っておりますのは、やはり机を並べております一人は、たまたま東京とか大阪に住んでおりますために、非常に住民税が安い。一人は、近傍の町村から

通っておりますために、非常に住民税が重い。府県税についても同じことが言えるわけでございませう。そういう不均衡の問題が一つあるわけでございませう。もう一つは、オプシヨン・ワンをとっておりますという、所得税の減税に伴いまして、住民税を納める人が非常に減つて参ります。国税と地方税と、独立税といひながら、実質は付加税的なものになってしまひまして、国税の減税のたびに住民税が減つて参ります。これでは、自治団体の自主性も何もあつたものではないじゃないか。できるならば、やはり一つ切り離して、国税は国税において減税の必要があるから、所得税の減税をする。地方は地方で、住民税を減税する必要がある、積極的な理由があるから減税をする。何らかやはその間に別な段落を設けました方が適當なのではなからうか。こういうような考え方も私はあるのじゃないかと、かように思ふのでございませう。ツリーにいたします結果、オプシヨン・ワンのところは実質的に増税になつて参ります。これは、過渡的にはそういうことがいえますけれども、これは、独立の財源が増加する。こういうふうな考えればいいわけでございませう。それで、不交付団体は非常に金持の団体で、もう財源は要らぬのかといへば、別に必ずしもそうも言ひ切れな

するといひましたけれども、現在のオプシヨン・ツリーの方式そのままに、本文にそのままののか、あるいはただし書きによりますか、より方にも私はまたいろいろと問題もあらうかと思うのでございまして、そこまで私どもも結論を得ているわけではございせんけれども、そういうように、大きく申しまして、できるならやはり国税と地方税を切り離せるものなら切り離すことがどうであらうかということが一つ、府県民税と市町村民税との問題もございませう、そういうようなふうなことから、統一というものをな具体的に検討してみたらどうであらうか、こう思つて参るのでございまして、財源を補てんしようという考えは毛頭ないことを申し上げておきたいと思ひます。

○加瀬完君 それはおかしいと思ひます。政府の減税政策というものを打ち出すなら、その減税政策というものは、国税についても地方税についても、私は減税政策というものが出てなければならぬと思ひます。納税者である一人々々の個人というものを考えてみると、国税では減税された、差引税金そのものの納める額は変らないとか、あるいは割増しになつたといふことで、これは、一つの政府の減税政策としては首尾一貫しておらない。今までのやり方というものはどうも、国税では減税するけれども、地方税ではむしろ増税する増収の方法というものを考へて、個人のふところそのものから見て、さっぱり減税効果が現れておらない。こういうまやかしの減税というものが今まで行われてきたと思ひます。特にこれは、国税で減税されたその余波と

いうものは地方税にしろ寄せられるという傾向が、これはもう、自治庁のいろいろお出し下さった統計の資料によりまして、否定することのできない点である。自治庁そのものは、国税と地方税というものは別なもので、国税で減税というものが行われても、地方税そのものは独自に地方税で考えて、そこで増税すべきか減税すべきかというところは別途考えるということであつたら、私は、政府の言う減税政策というものは、どうも一貫性がないと思うのです。減税ということが大切であるならば、税体系全部を、あらためて地方財源をどうするか、国の財源をどうするかというところは別に考えべきであつて、減税政策というものを出すならば、それは地方税であつて、国税であつても、同じ趣旨で考えなければいけません。政府の方針としておかしいと思う。また、国税の減税の幅と地方税の減税の幅が違ふということもあり得ますけれども、国税で減税されたけれども、地方税では増徴されて、結局個人の負担というものが増加されたということでは、一つも減税ではございません。ここをもっと、政府の立場として私ははっきりさしていただかなきゃ困ると思う。

○政府委員(金九三郎君) 私の申しますことがあるいは正確でなかったのか存じませんが、私は、国税の減税即ち地方税の減税とは限らないと、かように思います。やはり、国税の減税の必要と地方税の減税の必要とは、私は必ずしも一致いたさないもので、従いまして、政府でも減税をやるとすれば、国税でこうこういう税のどの程度の減税をやる、地方税についても、この税

は高いから、こういうふうの減税をやる、できまざるならば、スタートにおいてそういうふうの歩調の合った減税のやり方が望ましいと、この点について、私も加瀬委員の御意見と全く同感でございます。ただ、やはり国税と地方税は全然実情が違い、主体の違ふものの税でございますから、必ずしも一がいには言えないのではないかと。ただ、減税を言いながら、一方で増税になりますことは、何か裏切られたやうな感じがいたしますので、その点、計画におきまして、国税の減税と地方税の減税をはっきりして減税の政策を打ち出して、そのような感じが国民に起きないようにする周到な配慮は私も必要だと、かように考える次第でございます。

○委員長(館哲三君) 午前中の会議は、この程度で休憩いたします。
午後零時三十一分休憩

午後一時五十八分開会

○委員長(館哲三君) それでは、これより委員会を開きます。午前に引き続きまして、地方交付税法の一部を改正する法律案ほか三件を一括して質疑を行なつていきたいと思ひます。質疑のある方は、順次御発言を願います。

○成瀬幡治君 大臣にお伺いします。この前のときに、消防施設税というやうな言葉がございましたが、たとえば、ガソリン税が一つの目的税の性格を帯びていることは、十分わかっているわけですが、今度は消防施設税というやうに、名目をはっきりされたというところは、目的税というものに踏み切られたかのごとき感があります。名前から受ける感じなんですけれども、

一応内閣として、目的税にこういうじゃないかというふうな考え、あるいは大蔵省とも了解をとりつけられて、そういう方向に踏み切られたものと承知しているものかどうか。目的税をやるからぬかという点についての御見解を一つ承わりたい。

○国務大臣(青木正君) 消防施設に關連して、目的税についてどう考えるかというお話であります。大蔵省当局は、従来から目的税には原則としてあまり賛成しておりません。また私どもも、税のあり方から見まして、いろいろな税を目的税にしてしまふということになりますと、いろいろ国政の運営あるいは地方財政運営に支障を来たすことになりまふので、一般的の目的税というものがいいというやうなことは言えないと思ひます。しかし、これは、消防に關しましては、これは、御承知のように、当委員会でもいろいろ御指摘がありましたように、税外負担の一つの大きな問題になつておるわけであります。そうしてまた、交付税で消防施設を見ると言つたところ、交付税は言うまでもなくひもつきでありまふので、他に流用されるおそれもありますので、私は、消防のごときものは特に税外負担の多いという問題につきましては、やはり特定の財源を与える方がいんじやないか、こういう考え方であり、また、御承知のように、消防審議会の答申も、消防については消防施設税を設けよ、こういう答申が出ておるのであります。この答申を尊重することも当然しなければなりませんし、私どもも、できれば消防施設税をぜひとも実現いたしたい、かような考えのもとに、実は昨年

の秋から、党内におきましてずいぶんこの問題を検討いたしましたのであります。検討いたしましたのでありますが、いろいろ障害と申します。また大蔵省方面等におきましても十分納得を得ることができず、私どもはまことに残念でありましたが、この国会にはあきらめざるを得なかつたのであります。しかし、私どもは、現在でも消防施設税を設けなければならぬと、また、何とかして消防施設税を実現するように、今後全力を尽してみたいと、かように考えておるのであります。党内におきましても、地方行政関係の方々は、皆さんそういう考えでおるのであります。が、これは、何と申しまして、例の端的に申し上げまして減税問題がありまして、あの問題に全力を尽さざるを得ない。そのために、消防施設税の方までその力が及ばなかつたというところ、これは、まあだから、それでやむを得なかつたということは、お許し願ふべきことではないと思ひます。お許し願ふべきことではないと思ひます。度々食ひとめるといふことに全力を尽したために、消防施設税の方の実現というところはできなかつた、しかし私どもは、今後どうしてもこれは実現しなければ、答申に対しても申しわけない、かように思つて参つておるわけであります。

○成瀬幡治君 そうしますと、自治庁としては、まあ答申等もあり、前からいきさつ等もありまして、消防施設税を一つやろやろじゃないかという点で、目的税にするとかしないとかいふことは別として、何ぞ手当をせなくちゃならぬということから出てきておるの、消防施設税というものになつておるの、大蔵省が非常に反対をしておる。党内の問題は別として、大蔵省の方に、目的税に対するまあ非難と申します。か、了承が得られないから、今日の段階にあるという態度のようですが、大蔵省があくまで消防施設税というものに反対をするということ、目的税だからいかにぬかぬか、それとも取り方のその内容、たとえば、あなたの方が答申を受けられたその内容でネックがあるのか。目的税は絶対にいかにぬかぬか、もう少し内部に立ち入つた一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) 大蔵省の方で難色があるのは、目的税だからいかにぬかぬかという点でなくして、消防施設税というものについて、まだ納得していないやうであります。それは、端的に内情を申せということでありまふから、率直に申し上げまふが、消防施設税の取り方がどうかということよりも、もう少し大蔵省の気持と申します。か私どももそんなくいたしますと、消防本部というものの機構の問題もあり、それから、消防本部についての予算の従来のいきさつ等を見まして、まことにやむを得なかつたことであります。やうが、一定の計画を立ててやうとやるというところではなくて、ただ消防施設に補助してもらわなければならぬというところで、つかみ金式な予算の出し方をしておられたわけですが、そういうことでなしに、やはりもっと確固たる資料に基いて、一定の計画に基いて、今後日本の消防施設を充実するために、これだけの国としてあるいは地方として負担しなければならぬ。

従つて、そのためには、財源措置としてかくあるべきであるというような、もつと掘り下げた基礎的な考え方をとらなければいかぬのではないか、こういうことが根本にあるようです。私も、その点はまことにこのまゝと考へるのであります、今度消防組織法を改正いたしまして、消防審議会を中へ置きまして、その中でそういう点も真剣に一つ検討しなければいかぬのではないか、人口規模あるいは面積規模に応じて、一応の基準と申しますか、どうしてもこの程度の施設が必要である。この施設を完備するためには、どういふことが何年間にどうせなければいかぬか。一応のものは現在できておりますが、その一応のできておりまする計画というものが、必ずしも科学的根拠に立っていないという点もありますので、私は、そういう点も検討し、さらに消防施設については、別の方面からもういろいろ反対の意見はあるわけですが、損害保険に対する大蔵省側の考え方もあります、そういう難点もあつて、大蔵省がなかなか納得しかねておる、こういうことだと思ひます。この二つの難点に向つて、いろいろ私も大蔵省に納得を得るよう努力していきたい、こう考へておるのであります。

○成瀬幡治君 自治庁は内部的に固まつておると、こういうふうにあなただけにおつちやいます、私ももそう承知しておるのですが、その自治庁を自治省によるのか、あなたの方の内務省によるのか、あなたの方の内務省の消防庁を吸収するとかいう機構の問題で、かりにここで目的税的な消防施設税というものが出れば、

おそらく自治庁にこれを機構上一緒にするという問題が、私は、遠のいていく方向が出てくるのではないか、そういうような点につきましては、どういふ見通しをお持ちですか。

○国務大臣(青木正君) かりに消防施設税を設けましても、市町村消防の財政的なめんどろを見るのは、これはやはり消防庁が見るというよりも、むしろ自治庁として、現在もそうでありますが、財政局で見る問題になりますので、私は、その点は、かりに目的税を設けたからといって、消防庁というものが自治庁から離れてしまつて、浮くということにならぬと思ふのです。なおまた、かりに消防施設税を設けましても、それだけで十分というわけにももちろん参りません。やはりいろいろ地方財政計画の上に、消防についても財政上見てやらなければいけませんし、そういう点で、自治庁の財政局で従来やつておつたようなことはやつていかやいかぬのではないかと。従つて、消防施設税を設けましても、それは地方財政計画の中に織り込んでやつていく、こういう形に当然私はすべきものと、かように考へております。

○成瀬幡治君 私はこれで終りますけれども、まあ減税をやるときに、一つの増税計画になつて、まずいのはないかという点で送つたとおつちやする点もわかるのです。それにしても、消防の問題については手当が非常におくれているので、何してもお金がなくて困つておる場合があるわけですから、そこで、自治庁にこれをどうこうするといふことは別として、私個人の意見では、私は、目的税といふことになつて、

非常に好ましくないような感じもするのですけれども、事消防に關しては、大臣がおつちやするように、何とかしなければならぬといふことで、一つの目的税の是非を議論することはおいて、消防施設税だけは一つ実現していただきたいといふ点に努力していただきたいと思ふ、米年度ある程度これが実現するような可能性があるものかどううか、努力するといふことはおつちやするし、それから、今年はそういうような事情で見送つたとおつちやするので、それが、参議院選挙の直後に、もうすでに予算編成に入られるわけですが、その辺のところは、この予算でまだそこまで話が進んでおらないとおつちやればそれまでであります、その辺は、たとへば大蔵省と折衝して、一つ米年度は、両方で意見の食い違ひがあるけれども、意見を調整してやろうじゃないか、自民党内の地方部会も固まつておる、それならば、私はよくわかりませんが、総務会なり七役会に持ち込んでやつていく、こういうような大筋の話ができていければ、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) 私どもが今まで努力して参りましたのは、消防施設税といふ一本の線に努力して参つたわけでありまして、しかし、それをやつていく過程におきまして、また、その後のいろいろ検討に参りますと、別の形もあり得るのじゃないか。別な形だと、割合に損保方面からも協力が得られるのではないかと。これは私、別にコンクリートの意見ではありませんが、けれども、私の私見でありますけれども、

も、私の感じであります、たとへば、消防施設についての一つの方向といたしまして、何か一つの融資団体的なものを作りまして、これに国で出資してもらつて、その出資した公庫式のものに對しましていろいろなたとへば損保方面から相當の額を常に融資をさせるといふ形において、そうしてその資金を活用してやつていくといふような道もあり得るのじゃないか。また、そういう形だと、案外関係方面の了解も得られるのではないかと。しかし、できれば、理想的には、われわれの当初の考へた消防施設税の方針を貫きたい、こう考へておりますが、そういうようなことも多少の考慮に入れたつて、何か一つ米年は形を考へて、ただ努力するといふことだけでなしに、実を結ぶようにしてみたい、こういうことで、いろいろ関係方面とも内々折衝といひます、折衝とまではいかなくても、打診はしております。そういうような何らかの形で、とにかく今のうちに、ずいぶん今年もいろいろやつてみたのです、結局一億しか増額がでない。去年も私、副幹事長をしておりまして消防の方はあまりはかに人がないもので、それから、大蔵省と折衝したので、去年もわずかしが取れない。補助金だけをわずか年々五千万や一億ふやすことであつては、どうも消防施設の充実にいふことはなかなかできません、やはり消防施設税なり、あるいは基金制度なり、何か一つはつきりしたものを作らなければいかんじやないか、かように考へておるわけですが。

○成瀬幡治君 よくわかりました、私は、手当するといふ点が一つと、それからもう一つは、全豪屋といふのです、か、全戸数といふのです、それに對して、ああいう損保に加入されておるものが非常にわずかな数になつておるわけですから、パーセンテージからみまして、だから、一つは、多くの人たちが加入ができるというのですか、片一方では宣伝するといふのですか、ただ単に損保会社の宣伝ではなくて、もう少し自治体なんかと協力してやつたら、非常に加入者もふえるのじやないか。従つて、掛金も少くなつてくる、だから、相互扶助が、もつとうまくいくのではないかと思ひますから、今あなたがおつちやつた公庫ではないけれども、一つ、一つの団体を作つてやるといふ考へ方もいいと思ひますけれども、金が出るといふだけではなくて、もう少し加入者がふえるといふような観点に立つても一つ御検討願ひすれば、やはり最初にお考へになつておつたような消防施設税式のものになつていった方が、いいんじゃないかと思つております、これは私の考へですけれども、一つ何しただけに御努力願ひたいと思ひます。

○国務大臣(青木正君) ただいまのお話、確かに一つの考へと思ひます。単に損保にいろいろ負担させるというばかりでなく、やはり相互扶助的な考へ方も確かに一つの考へ方と思ひますので、それも私もど念頭に置きまして、努力してみたいと思ひます。

○大沢雄一君 私、自動車局長さんと税務局長さんと、市町村の軽自動車税に關しまして、いろいろお尋ねしたりお願いしたりしたいと思ふのですが、御案内の通りに、今年から自転車荷車税が廃止されまして、残つたものが軽自動車税といふことになつて、原動機付

第一節 地方行政委員会會議録第十八号 昭和三十四年三月十九日【参議院】

一

一

一

自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、これが軽自動車税として市町村税になっておるわけですが、現在この軽自動車税の課税事務につきましても、市町村の事務の簡便という上からいっても、また、経費の面からいっても、非常に多額の失費を要して、非常に困っております。その主たるよつて来たところはどこにあるかといへば、これは、この軽自動車、原動機付自転車は別といたしまして、各県に一つしかない陸運事務所に届出をしなければならぬ。そこで課税客体を把握するほかに、全県下の市町村がこれを課税するわけでありまして、これは、非常に困るのは当りまえだと思ふ。どういふことをやっているかといふことになれば、県の税務職員が陸運事務所に出張しておつて、そうして陸運事務所に届出に来る人に、まず税務職員の方に納税の申告書を出してもらふ。そして申告書の受理の済んだ者が陸運事務所の事務の方にそれを届け出る、こういうふうなことをやっているように思ふ。そして今度は、県の税務職員は、全県下の市町村で作っている協議会、これを県町村会の事務所内に作つて、そこに常駐の職員を置いて、そこに月々何回か集めて、連絡をとつて、台帳を作つて、それから、そこから各市町村に流す、こういう繁雑なやり方をしておりますから、職員費も非常にがかかります。そしてまた、一たん届け出てから、さらに転売してしまふ、所有者が変つてしまふということになつてしまふ。もしそれを届け出ないといふことになれば、課税する市町村の方では、前の人に令書がいく、そうすれば、

納めないうというふうなことで、脱税が行われても捕捉ができないというふうなことで、非常に困り切つてゐるというのが実情だと思ふのであります。そこでこれは、行政事務の簡便とか、あるいは能率化とか、行政経費の節約とか、いろいろ言われている中に、こういうことが残されておるわけですが、そのよつて来たる中心になつてゐるのは、陸運事務所にこの軽自動車を届け出なければならぬということによつて来たと思ふのです。

自動車局長さんにお伺いすることは、原動機付の自転車は、これは届出しないといふわけですが、そのほかのこのういふゆるゆる軽自動車といわれるような、小型の二輪車であるとか何となくいふようなものは、これは、原動機付自転車同様、届出をしないといふものではないか。これをどうしても届出をさせなければならぬという理由はどこから来てるのか。それからまずお伺いしたい。

○政府委員(國友弘康君) 二輪の小型自動車につきましては、検査をやつておりますのは御承知の通りでございますが、軽自動車につきましても、届出制度をとつております。この届出制度をとつておりますのは、届出の際に、陸運事務所としていたしますことは、その届出のありました軽自動車、軽自動車の範囲に属してあるかどうかといふようなこと、また、保安基準に適合しておるかどうかといふような技術的なこと、それから、さらにトラックにつきましても、最大積載量あるいは定員の指定といふようなことにつきましても、その届出の際に調査をし、届出済証に記載をするという方法をとつて

おりまして、今申し上げましたような、技術的な内容まで調査し、書き込んでおりますので、ぜひ、そういう技術的な面につきましても、専門家のおります陸運事務所ですらざるべきではないかといふふうに現在考えております。原動機付自転車につきましては、陸運事務所に届出をやつておりませんが、原動機付自転車と軽自動車では、やはり相当違ひまして、最近では、相当大きな、そうしてスピードもあります軽自動車もできておまして、やはりこの程度のものはやらなければならぬのではないかと考えておる次第でございます。

○大沢雄一君 今トラックといふけれども、ここでのいうのは軽自動車、それから二輪の小型自動車、まあスクーターといふものでしょうか。そういうふうなもので、現在の市町村役場の、ことに拡大された市町村役場の能力でもつてすれば、これは、何とかも市町村に対する届出だけで済ませて私は差しつかえないように思ふのですが、あまりこれを一律に、必ず届け出なければならないことに一律に縛つてしまふといふことはどうかと思ふのです。それが、それらについては、何とかこれを市町村の届出で済ませるという方向に検討はできませんか。

○政府委員(國友弘康君) 運輸省といつたしましては、軽自動車等の届出があります。現に、現車の確認といふものをする場合としない場合がありますが、現車を持つて参りました、先ほど申し上げましたような、保安基準に合致するとか、あるいは軽自動車の範囲に属するかどうかといふようなことも見る

わけでございますが、見ない場合も、たとえば型式の認定をしておりますような場合は、見ない場合もあるのでございますが、型式の認定を受けておりませんようなものが相当ございまして、まあそういうものにつきましても、技術的に一応見なければならぬ。そして、ことに最近事故がやはりふえる傾向にございまして、こういう軽自動車関係の事故もふえて参つておりますので、たとえば警察の方あたりの要請をいたしまして、相当技術的な検査をしてもらいたいといふような希望もございまして、市町村にもこれを届出受理させるといたしまして、相当技術的な職員が必要じゃないかと思ひますので、全部の市町村に對しましてそれをむしろ要求いたしますよりは、陸運事務所の方で一括してやつた方がいいのではないかと今現在このところ考えておる状態でございます。

○大沢雄一君 それで、改善を望みますが、もしどうしても現在の陸運事務所に對する届出が、技術的に必要だといふことであれば、一歩退いて考えて、やむを得ないかと思ふのです。私は、もうこの程度のものは移譲してもらつて差しつかえないと思ふのですが、ここでそれを論議してもどううかと思ひますので、そうとすれば、受け付けたものを、これを市町村に對して陸運事務所の方で通知をする義務を負つてもらふといふことは当然だと思ふのですが、なぜそれができないのですか。これをわざわざ市町村が今のようなことをして、そうして課税客体をとらえなければならぬ。納税事務に国にしても他の公共団体にしても協力するのは、これは当然なんです。税

法にもそういう精神が規定されてゐる。やむを得ず今のようなことをして、県の税務職員が常時出張して、まず台帳に控えなければならぬ。また、全県下の町村で数十万円、多い府県では数百万円出して、連絡職員を県町村会に置いて、そうして陸運事務所への届出あるいは変更等の控えを区分して、それぞれ全県下の市町村に流さなければいふやうがない、そういうなければ課税ができない、こういう状態にあるのです。その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(國友弘康君) 自動車税につきましては、御承知のように、都道府県税でございまして、小型自動車及び軽自動車につきましても、市町村税に定められたわけでございますが、その前の都道府県税でありました場合には、陸運事務所に都道府県の職員が参りまして、同時に課税事務及び徴税事務をやつておりましたのですが、市町村税となりまして、全部市町村の方で取ることになつたわけでございますが、その移管のときに、自治庁と運輸省とで申し合せ及び打ち合せをいたしまして、自動車局長から陸運局長へ、自治庁の税務局長から各都道府県へ、この軽自動車税の扱い方についての方法を通達しておるのでございますが、それに、陸運事務所といたしまして納税に關しまして協力することはできる範囲では大いにしておるのでございまして、ただ、通知とかといふようなことになりまして、やはり通信料その他経費も要りますので、陸運事務所の方では、その種の経費については、私どもの方でいたしましては、私どもの方で、市町村の指定職員な

り、あるいは市町村から委託を受けた都道府県の職員なりが、陸運事務所から、その陸運事務所を集めております税の申告書を回収するという方法で現在実施しております次第でありまして、まあ県によりましては、それに相当な職員が、あるいは今先生からおっしゃいましたような集計とかいうこともやっておりますかと思ひますが、まあ、陸運事務所が集計しておりますものを、今申し上げましたように、市町村の指定職員なり、市町村から委託を受けた都道府県の職員が回収に来るという方法で実施いたしておりますのが現状であります。

○大沢雄一君 現状はもうよく承知しておりますからお尋ねしておるのですが、その現状が困るわけでして、その現状を改善しないで、そのままに置くということはいかにも不親切というか、何というか、制度の改正ということをしては国がやったので、なるほど府県が府県税でやられておる場合には、今のようない問題はまず起らないでよかったのですが、市町村税になった以上、やはりその際に、その制度の改正に即応する方途をできないわけではないのですか。今もう、ただ事務費がないというこのようですね。それについて、自治庁の税務局長はどうお考えになりますか。

○政府委員(金丸三郎君) 私どもとしては、事務的には、できますならば、届出の現在なされております陸運事務所の方から関係市町村へ通知してもらつていただきたいと思います。一番便宜かと思つてございますが、ただいま自動車局長からお答えを申し上げました通り、まあ純然たる向うの事務ではない面もございますし、なお

今後打ち合せをいたしまして、できるだけむだなく、また、運輸省としても筋の通りなような格好で、できますならば陸運事務所の方から通知をしていただきますか、あるいは、先ほど大沢先生のおっしゃいました、軽自動車等の検査の必要等から、私どもは、できますならば、もう市町村の届出にしたいだいてもいいのではなからうかと、こういうふうな思つておるわけでございますが、そういう点もいろいろと問題もあるようでございますし、なお政府部内で打ち合せをさせていただきますたいと、かように存する次第でございます。

○大沢雄一君 いろいろ技術面について検査その他の必要があるということ、今の段階ではわからないわけじゃありませんが、これは必ずしも、それだからといって、もう一々全部届出をさせるということもあながち必要ではない。違反を摘発するということだけでもいいのじゃないかという感じもするわけですね。まあそれはそれといたしまして、今のせめて市町村への通知義務は、何とか考えてもらつて、今のようなかばかしいことで、市町村がむだな経費を使つて困つておるといふようなことのないように、これはぜひ改善を望みたいと思つておるわけですね。それからなお、この際お伺ひしたいのですが、農耕用の軽自動車というのですか、トラクターというような名前では呼ばれておりますが、これは、ほかのものと違つて、その道路を長い間走るの目的でなく、農耕に使うわけでありますから、これはもうきつめて道路その他を損傷することもないし、またスピード等ものろいし、そう

いうふうな関係にあると思つたのです。これは免許制度でなくて、これはもう免許からはずいといひのじゃないかと思ひますが、自動車局長さん、どうお考えになりますか。願わくばはぜひしてもらひたい。

○政府委員(國友弘康君) 農耕用のトラクターにつきましては、スピードもおそろいことでもございまして、運輸省の関係の道路運送車両法の面から申しますと、これは軽自動車の届出で処理しておるのでございますが、ただいま大沢先生のおっしゃいましたのは、運転手の運転免許の点でございます。運転免許の点は、警察の方が扱つておりますので、私の方の関係ではないので、お答え申し上げられないわけであります。

○大沢雄一君 そういたしますとね。さらに、自動車の損害賠償保険の対象にされておるようですが、その方はあなたの所管かとも思ふのですが、これは、今申しした通り、道路を走らせるものではなく、人がいない、たんばの中を走らせるものですか、これを損害賠償の対象にしておくのも、いささかどうも酷でありますし、これは一般普及化するわけでございまして、これはどのようにお考えになりますか。

○政府委員(國友弘康君) トラクターも自動車という範疇に入りますので、自動車損害賠償法の観点から申しますと、やはり保険を強制保険としてかけるべきことになっておりますが、ただ、その料率の点その他につきましては、今後私どもの方でいたしまして検討したいと思つておりますので、それを検討いたします際に、できるだけそういう実情を勘案しまして定

めたいと思つております。

○大沢雄一君 まあその現行法は、自動車になつておることはわかつておるわけですが、その現行法を改正して、その自動車損害賠償から除いていただけないか。いただきたい。またそれが常識的じゃないか。たんばの中を走らせるんで、これは道の上を走らせるものじゃないのですから、これを損害賠償の対象に入れて、ただでさえ負担過重な農民に、こういうものの損害保険をかせさせるというふうなことは、これはいささかどうかと思ふのですが、一つ改正をお願いしたい。

○政府委員(國友弘康君) 先ほど申し上げましたように、まあ自動車でありまして、たんばの中で耕作をいたしております場合には、まず人はおりませんのようですが、やはりこのトラクターも、当然その道路の上も走りますので、全然オミットしてしまつたわけにも参りませんで、その際に事故があるいは起ることもございまして、その点については、よく研究したいと思ひます。ことに料率の点等についても研究したいと思ひますが、全然はずしてしまふこともいひがたと思ひますので、よく検討したいと思ひます。

○大沢雄一君 その点は、一つよろしく御検討をお願いいたします。同情のある御検討を一つ農民に対してしてもらひたいと思ひます。自動車局長さんにはそれでよろしゅうございまして、税務局長さんの方に一つお願いしたいのですが、今のこの農耕用の自動車でございますね。これは、その軽自動車からはずしてやつて相当じゃないかと思ふのですが、どうお考えになりますか。

○政府委員(金丸三郎君) 用途が一般の自動車と違う点はございしますが、これは目的税でもございせんし、また、農業関係の市町村あるいは府県等におきます自主財源のあまり豊かでない状況等を考えましても、また農業課税全般から考えましても、この程度の負担はやはりしてもよろしいのじゃないか。かように考へておる次第でございます。なお、軽自動車と申ししましても、種類、用途によつて税率は区分をいたしておりますが、特に農耕用の自動車につきましては、一般の自動車よりも負担を軽減するように指導いたしております。私どもは、軽減されておると思つておるわけでございまして、そういう点で、やはり農耕関係の事情は考慮いたしてございまして、まあ現在の状況でもごしんばう願ひするのではなからうか、またしんばうしていただきたたいと、かように考へておる次第でございます。

○大沢雄一君 まあ市町村の財源も、非常に減税その他で何されてありますから、軽減税率を適用するということであれば、それもやむを得ないかもしれませんが、しからば、駐留軍の持つております軽自動車、これを特別措置で減税しているのはどういふのですか。これはもう減税の要がないじゃございせんか。これはどうですか。

○説明員(大村義治君) 軽自動車税の關係でございまして、これは、軽自動車税が自動車税から分離されて市町村税となる前の自動車税の取扱いの段階におきまして、行政協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律におきまして、合衆国軍隊用のものにつ

ましては、非課税という扱いになりました。軍隊用以外の軍人軍属の使用するものにつきましては、半額程度の課税をするという扱いをきめまして、その際に実施いたしました関係上、今日におきましても、軽自動車につきましてもその扱いがなされている、こういう経緯でございますので、御了承願いたいと思います。

○大沢雄一君 現在の原動機付の自転車は、これは今の扱いのほかになっておりますから、一番その免税されている自転車と最も似ている原動機付のものがかえって高くて、それで、そのほかのものがかえって非常に安くなっているというふうな、非常におかしな関係になっておるのです。これは、いろいろの点を考えて、当該市町村の財政収入という面もそうでございますし、また、事故を起すというふうないろいろな点を考えて、これはどうも、別に合衆国軍隊がそのまま使うのではなく、軍隊の構成員の人が所有しているものですね、この軽自動車については、これは、何も特別措置で軽減する必要はないと思うのですがね。これはもとに戻したらいいかなものですか。

○説明員(大村襄治君) 御指摘の点につきましては、不均衡の点もございまして、御指摘の方向につきましても検討して参りたいと考えております。

○委員長(館哲二君) ちょっと速記をとめて。

午後二時四十五分速記中止

午後三時二分速記開始

○委員長(館哲二君) 速記を始めて下さい。

本日は、この程度で散会いたします。
午後三時三十分散会

三月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(衆)

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法の一部を改正する法律案

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「百分の二十七・五」を「百分の三十」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行し、昭和三十四年度分の地方交付税から適用する。

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、地方税法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月十六日)

一、地方交付税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十六日)

一、地方税法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は三月二日)

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願(第一二九五号)(第一二九六号)

(第一二九七号)(第一三三八号)
(第一三三九号)(第一三三〇号)
(第一三三九号)(第一四一七号)
(第一四二九号)(第一四三〇号)
(第一四四八号)(第一四四九号)
(第一四七四号)(第一四七五号)

一、教職員研修費の制度化に関する請願(第一三二七号)(第一三五七号)(第一三九〇号)

一、新市町村職員の給与改善等に関する請願(第一三三二号)

一、地方税法中大規模償却資産に対する固定資産税課税改正の請願(第一三七三号)(第一三九一号)(第一四四七号)(第一四七六号)

第二二九五号 昭和三十四年三月六日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 和歌山県西牟婁郡串本町長 塩津六郎外一名

紹介議員 野村吉三郎君

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対しては、昭和三十二年度から国有提供施設等所在市町村助成金交付が交付されているが、自衛隊の飛行場、演習場の土地をのぞく諸施設並びに、その後駐留軍の撤退に伴い自衛隊に転換された施設または、遊休状態のまま放置されている施設は、交付金の対象から除外されている。しかし、これらの施設は国土防衛に関するものであり当然所要経費はすべて国費負担とすべきものと

考えられるから、自衛隊の全施設、接収解除に伴い遊休状態にある諸施設、基地に關しドル勘定により設置された諸施設を本交付金の対象とせられた

い。また、防衛支出金制度を改正し、

提供基地だけでなく、自衛隊所在関係市町村に対しても、道路、橋、学校等の諸施設に要する特殊需要に必要な経費を国庫負担とするよう配慮せられた

いとの請願。

第二二九六号 昭和三十四年三月六日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 長崎県西彼杵郡西海村長 松原文作外一名

紹介議員 本多 市郎君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一二九七号 昭和三十四年三月六日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願(一通)

請願者 新潟県北蒲原郡笹神村長 酒井清一外三名

紹介議員 小柳 牧衛君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一三二八号 昭和三十四年三月六日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 岩手県岩手郡滝沢村長 沢目岩治郎外一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一三三〇号 昭和三十四年三月六日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 大分県別府市長 荒金 啓治外一名

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一三三五号 昭和三十四年三月七日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 埼玉県北足立郡朝霞町長 綿谷新之助外一名

紹介議員 小林 英三君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

第一四二七号 昭和三十四年三月十日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に対する助成金交付の請願

請願者 神奈川県横須賀市長 長野正義外一名

紹介議員 三木 治朗君

この請願の趣旨は、第一二九五号と同じである。

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願(二通)

請願者 滋賀県高島郡今津町長

紹介議員 前川利吉外五名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四三〇号 昭和三十四年三月
十一日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願

請願者 岡山県勝田郡奈義町長

紹介議員 須一源平外一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四八号 昭和三十四年三月
十一日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願

請願者 愛知県渥美郡田原町長

紹介議員 浅野太一外一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四九号 昭和三十四年三月
十一日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願(二通)

請願者 東京都西多摩郡羽村町

紹介議員 長井上孝平外三名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四七四号 昭和三十四年三月
十一日受理

十二日受理
駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願

請願者 鹿児島県分市長 中

紹介議員 馬猪之吉外一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四七五号 昭和三十四年三月
十二日受理

駐留軍及び自衛隊諸施設所在市町村に
対する助成金交付の請願

請願者 京都府舞鶴市長 佐谷

紹介議員 靖外一名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三二七号 昭和三十四年三月
六日受理

教職員研修費の制度化に関する請願
(二通)

請願者 秋田県由利郡由利村

紹介議員 立西滝沢小学校内 真

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三七号 昭和三十四年三月
六日受理

教職員研修費の制度化に関する請願
(二通)

請願者 青森県上北郡大沢町

紹介議員 堀種三外七千七百四名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三九号 昭和三十四年三月
九日受理

(五通)
請願者 秋田県由利郡東由利村

紹介議員 玉米中学校内 菊地一

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三九〇号 昭和三十四年三月
九日受理

教職員研修費の制度化に関する請願
(二通)

請願者 秋田県平鹿郡十文字町

紹介議員 十文字中学校内 新田

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三二一号 昭和三十四年三月
六日受理

新市町村職員の給与改善等に関する請
願

請願者 青森県上北郡大沢町

紹介議員 堀種三外七千七百四名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三三二号 昭和三十四年三月
六日受理

新市町村職員の給与改善等に関する請
願

請願者 青森県上北郡大沢町

紹介議員 堀種三外七千七百四名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三三三号 昭和三十四年三月
九日受理

増額し、補助率を現行二分の一から全
額負担か、もしくは少くとも五分の四
程度に増率せられると共に地方財政計
画中の諸給与額算定基準については、
単価と人員を地方の実情に即したるも
にすること、等をあわせて実現せられ
たいとの請願。

第一三三七号 昭和三十四年三月
九日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 長野県更級郡大岡村長

紹介議員 丸山基宣外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四七号 昭和三十四年三月
十一日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 群馬県利根郡水上町長

紹介議員 品田元雄外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四七六号 昭和三十四年三月
十二日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 岡山県真庭郡湯原町長

紹介議員 西田宇平外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一三三九一号 昭和三十四年三月
九日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 北海道砂川市長 森利

雄外百五十七名
紹介議員 西田 信一君

この請願の趣旨は、第一三三七号と同
じである。

第一四四七六号 昭和三十四年三月
十二日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 岡山県真庭郡湯原町長

紹介議員 西田宇平外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四七六号 昭和三十四年三月
十二日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 岡山県真庭郡湯原町長

紹介議員 西田宇平外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四七六号 昭和三十四年三月
十二日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 岡山県真庭郡湯原町長

紹介議員 西田宇平外百五十七名

この請願の趣旨は、第一二九五号と同
じである。

第一四四七六号 昭和三十四年三月
十二日受理

地方税法中大規模償却資産に対する固
定資産税課税改正の請願

請願者 北海道砂川市長 森利

昭和三十四年三月二十五日印刷

昭和三十四年三月二十六日發行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局